



# 貸切バスの 公示運賃・料金のご案内

〈改訂版〉



Tohoku rokken Bus kyokai Rengokai  
**東北六県バス協会連合会**

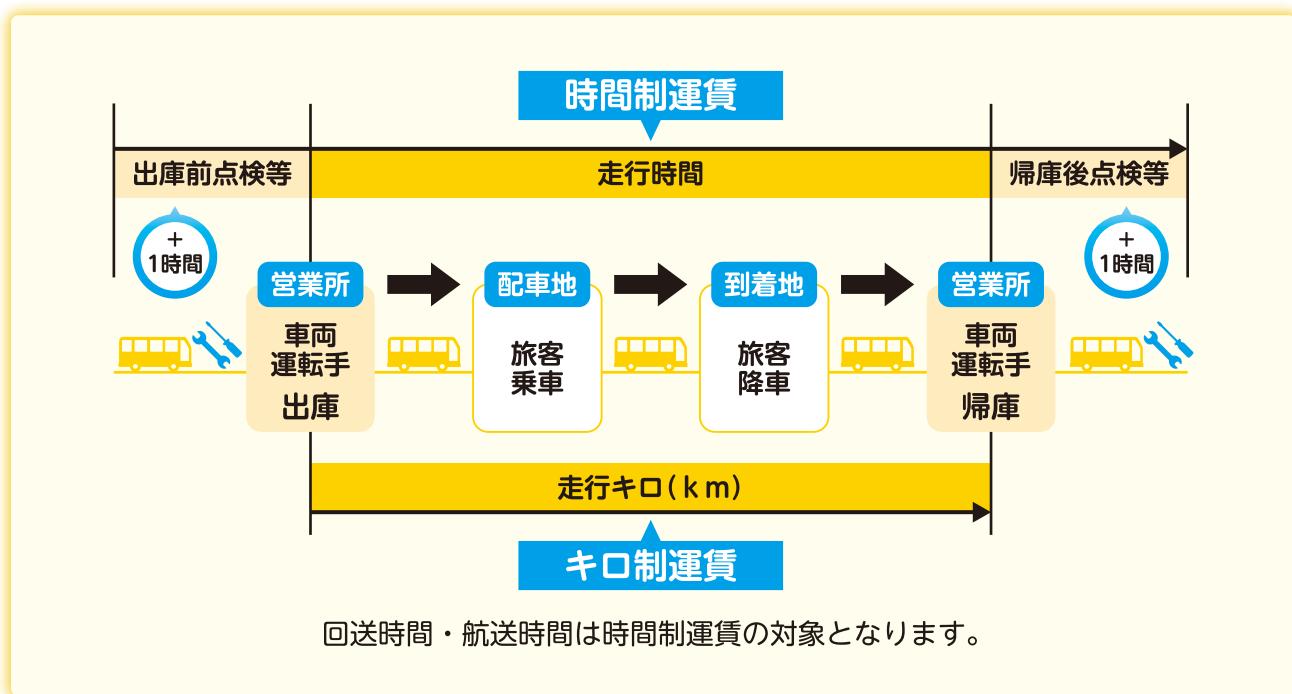
# 01

## 運賃



# 運賃は「時間制運賃」と 「キロ制運賃」の合算です。

時間制運賃 + キロ制運賃 = 運賃



### 時間制運賃について

最低保障時間(3時間)に、出庫前及び帰庫後の点検等の2時間を加え、1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

※2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合

宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の2時間を点検等の時間とし、加算。

※フェリーを利用した場合

フェリー乗船中の航送時間も時間制運賃の対象とし、8時間を上限として加算。(超える場合は休息期間)

### キロ制運賃について

走行キロ(出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。)に1kmあたりの運賃額を乗じた額とする。

#### 3時間以内の運行の場合(最低運賃)

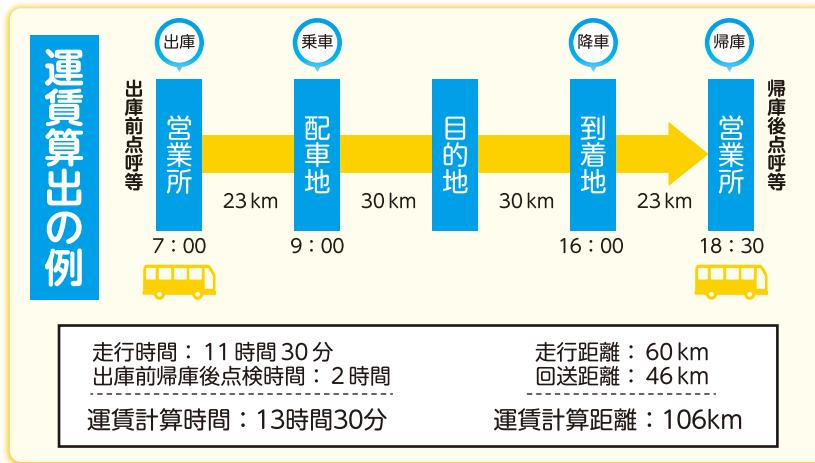
(3時間+2時間)×時間単価+キロ制運賃

### 令和5年8月25日付公示運賃

| 運賃                | 車種  | 下限額    |
|-------------------|-----|--------|
| 時間制運賃<br>(1時間あたり) | 大型車 | 6,530円 |
|                   | 中型車 | 5,520円 |
| キロ制運賃<br>(1kmあたり) | 小型車 | 4,740円 |
|                   | 大型車 | 170円   |
|                   | 中型車 | 150円   |
|                   | 小型車 | 130円   |

(東北運輸局)

貸切バスにかかる金額は **運賃** + **料金** + **実費** により決定します。



大型車を利用・下限額で算出(税別)  
時間制運賃  $6,530\text{円} \times 14\text{時間} \approx 91,420\text{円}$   
キロ制運賃  $170\text{円} \times 110\text{km} \approx 18,700\text{円}$



時間制運賃 + キロ制運賃 =  
下限額110,120円以上で運賃を決定します。  
※1. 30分以上は1時間に切り上げ  
※2. 10km未満は10kmに切り上げ

## 02 料金



# 料金には3つの種類があります。

料金は①「交替運転者配置料金」、②「深夜早朝運行料金」、③「特殊車両割増料金」の3つです。

### ①交替運転者配置料金

交替運転者を配置する場合に適用される料金。

交替運転者配置料金の下限額以上で計算した額を適用。

(交替運転者が交替地点まで車両に同乗しない場合であっても、同乗したものとして適用する。)

### ②深夜早朝運行料金

深夜 22 時～翌朝 5 時の間に点呼・点検等の時間及び走行する時間(回送時間を含む)が生じた際に適用される料金。

### ③特殊車両割増料金

事業者の創意工夫による新しい車両の導入を図るための料金。標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両で、(特殊設備車両購入価格 ÷ 座席数) > (標準的車両購入価格 ÷ 座席数)とした時に 70% 以上高額の場合に適用。

| 料 金       |               | 下限額                         |
|-----------|---------------|-----------------------------|
| 交替運転者配置料金 | キロ制料金(1kmあたり) | 20円                         |
|           | 時間制料金(1時間あたり) | 2,040円                      |
| 深夜早朝運行料金  |               | 時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増 |
| 特殊車両割増料金  |               | 設備や購入価格等を勘案した割増率            |

## 03 実費



# 運送以外の経費は「実費」となります。

旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。

例：ガイド料・有料道路利用料・駐車料・乗務員宿泊料 など

旅行業者など運送申込者との契約の際に交付する「運送引受書」に料金や実費の内容を記載する欄があります。



## ①よくある質問

**Q** なぜ、国はこのタイミングで貸切バスの運賃改定を行ったのですか。

**A** 貸切バス事業者が深刻な運転者不足の解消やさらなる安全への投資に向けた取り組みを着実に実施できるよう、現状の社会経済情勢の変化に合わせて改定を行うものです。

**Q** 幅運賃がなくなり、下限運賃のみになるが、上限はいくらでもよいのか。  
運送引受書に上限額を記載する必要はあるのか。

**A** 貸切バス事業者が届け出た下限額以上であれば、提供するサービスに見合った運賃を設定することが可能になります。運送引受書への記載も不要です。

**Q** 新制度に移行する経過措置期間はあるか。  
また、経過措置期間に旧運賃で契約できるのはどれくらい先の運行までか。

**A** 貸切バス事業者が新運賃に移行する前に旧運賃で合意した運送については、旧運賃を適用することができます。ただし、今回の運賃の見直し趣旨を踏まえると新運賃適用が望ましいので、長期の契約については、新運賃の適用をご検討いただきますようお願いします。

**Q** 修学旅行等の学校行事は1年前くらいには決定することが多い。  
既に旅行会社が旧運賃で見積もりをしている学校行事の取扱いはどうなるのか。

**A** 令和5年9月30日までに学校側と旅行業者との間で旅行を催行する旨の合意がなされていれば、貸切バス事業者と旅行業者との間で契約を締結する際に、貸切バス事業者が当該旅行にかかる運送について旧運賃を適用することを了承した場合には、旧運賃での運送が可能です。

**Q** 交替運転者の配置料金も変わりますか。

**A** 交替運転者の配置料金も運賃同様に、現状の社会経済情勢に見合った料金に変更になりました。

### 貸切バスの運賃・料金事前届出違反に対する処分基準

#### 道路運送法第9条の2第1項

【運賃・料金事前届出、運賃・料金変更事前届出違反】

初違反 … 60日車の車両使用禁止  
再違反 … 120日車の車両使用禁止

#### 道路運送法第10条

【運賃又は料金の割戻しの禁止違反】

初違反 … 60日車の車両使用禁止  
再違反 … 120日車の車両使用禁止

平成28年12月1日施行



## 貸切バスの調達に係る入札などにおける留意点

### 1 運賃及び料金

#### ① 制度概要

貸切バスの運賃及び料金は、道路運送法第9条の2により、乗車時において地方運輸局長等に届け出て実施しているものによらなければなりません。従って、調達予定価格や契約価格は地方運輸局長等へ届け出た運賃及び料金である必要があることに注意してください。

#### ② 貸切バス運賃・料金の計算方法

平成26年4月より、運行の安全性を確保することを目的に、新しい貸切バスの運賃・料金制度が開始され、令和5年8月に社会経済情勢に見合った見直しが行われました。

新運賃制度では、運行開始（出庫）から運行終了（帰庫）までの走行距離に、1キロあたりの運賃を乗じた「キロ制運賃」と、運行開始から運行終了までの時間に点検・点呼等に要する時間（2時間）を加えた時間に、1時間あたりの運賃を乗じた「時間制運賃」とを合計した額が運賃となります。

各地方運輸局長等が、当該地域の貸切バス事業者の収支状況等を勘案して、安全コストを加算したキロ制運賃、時間制運賃を公示しています。

### 2 応札者に対する確認

入札時に応札者に対して以下の書面の提出を求めることにより、応札者が安全コストを含んだ届出運賃を基に入札額を積算したか、安定的に事業運営している事業者か等を確認することをお勧めします。

- ・届出運賃により入札額を積算した旨の確約書
- ・国税及び地方税の納税証明書

### 3 入札等の契約方法

公共機関の契約は、予定価格の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする一般競争入札が基本とされています。しかし、利用者の生命・身体の安全を確保するため、貸切バスの調達については、企画競争入札や総合評価方式の導入等、安全性等に対する取組状況も考慮できる選定方法を行うことをお勧めします。

(国土交通省自動車局 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインより抜粋)

① 下記項目をよくお読みください。

ご注意  
ください

運送申込者による、著しい運賃や料金の値下げ等の  
安全を阻害する行為が行われた場合の対応について。

#### 旅行事業者の場合

貸切バス事業者が、届出運賃違反で行政処分を受け、旅行事業者の関与が疑われる場合、地方運輸局より国土交通本省を通じて観光庁に通報され、旅行事業者等に対しては立入検査等旅行業法に基づく措置が講じられます。

#### 自治体の場合

自治体が行う入札において、貸切バス事業者が下限割れ運賃で落札を行っていた場合、地方自治体に対し、地方自治法第245条の4に基づき、入札制度の改善を求める助言を行います。

## あとがき

平成26年4月、貸切バス事業の経営環境健全化のため、国土交通省による貸切バスの運賃・料金制度の大幅な改定が行われ、安全・安心にバスをご利用いただくため、違反者に対する罰則なども強化されました。

今般、社会経済情勢に見合った適正な運賃・料金収受を行い、乗務員等の待遇改善やさらなる安全投資への取り組みを促進するために、9年ぶりに公示運賃・料金の見直しが行われました。

本パンフレットは、見直された運賃・料金制度をわかりやすく纏めた内容になっておりますので、貸切バス利用の際にご活用ください。



Tohoku rokken Bus kyokai Rengokai  
**東北六県バス協会連合会**

東北六県バス |



## 貸切バス事業者安全性評価認定制度のシンボルマーク



このマークは、貸切バスをご利用されるお客様が安心してバス会社を選択できるよう、安全に対する取組状況が優良なバス会社であることを示すシンボルマークです。「SAFETY BUS」(セーフティバス)は、安全に対して弛まぬ努力をし続けているバスを意味します。(日本バス協会ホームページ参照)